

ARTS for the future!募集要項 新旧対比表 (Ver1.12 ⇒ Ver2.0)

番号	ページ	章	項目	旧	新	備考
1	2	1-1. 補助金概要	補助金の額	補助金の額は、原則として、充実支援事業とキャンセル料支援事業をあわせて、1団体あたり補助上限区分に応じて最大600万円～2,500万円となります。 (略)	補助金の額は、原則として、充実支援事業とキャンセル料支援事業をあわせて、1団体あたり補助上限区分に応じて最大600万円～2,500万円となります。 (略) 令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）のキャンセル料支援事業は、企画展等に加えて常設展を含む展示活動もキャンセル料支援事業の対象とし、別枠として補助上限を1展覧会当たりではなく、1日当たり2,500万円を上限とします。（公立の美術館・博物館等は支援の対象となりません） なお、J-LODliveおよびJ-LODlive2の支援対象外である任意団体や美術館の企画展等のキャンセル料支援事業と、令和3年4月以降の緊急事態宣言における特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）のキャンセル料支援事業の併用はできません。どちらか一方に申請して下さい。	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
2	2	1-1. 補助金概要	スケジュール	2021年1月8日から2021年12月31日までに行われる公演等・展覧会等・映画製作が補助対象となります。 第1次募集期間：2021年4月26日(月)～2021年5月31日(月) 交付決定予定：5月中旬～6月下旬	2021年1月8日から2021年12月31日までに行われる公演等・展覧会等・映画製作が補助対象となります。 第2次募集期間：2021年9月6日(月)～2021年9月17日(金)	1次募集期間の情報を削除し、2次募集期間を追加します。
3	6	1-4. 申請期間	申請期間	1次募集 募集期間：2021年4月26日(月)～2021年5月31日(月) 23:59 交付決定（予定）：2021年5月中旬～7月下旬	2次募集 募集期間：2021年9月6日(月)～2021年9月17日(金) 23:59 交付決定：2021年9月中旬～	1次募集期間の情報を削除し、2次募集期間を追加します。
4	6	1-4. 申請期間（参考）	参考	2次募集以降の今後の対応については、1次募集の審査の状況を踏まえて改めて提示いたします	1次募集（終了） 募集期間：2021年4月26日(月)～2021年5月31日(月) 23:59	参考情報として、1次募集期間を追加します。
5	8	2-1. 補助対象者	補助対象者	文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野で公演等の主催の実績のある文化芸術団体及び文化施設（劇場、音楽堂等、美術館、博物館等の設置者） (1) (略) □ 公演等の 主催 の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体 (略) ハ② 公演等活動の 主催 の実績を有する者が中核となる任意団体	文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野で公演等の主催の実績のある文化芸術団体及び文化施設（劇場、音楽堂等、美術館、博物館等の設置者） 並 (1) (略) □ 公演等の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体 (略) ハ② 公演等活動の実績を有する者が中核となる任意団体	団体要件の緩和をします。
6	8	2-1. 補助対象者 注意書き	補助対象者	(なし)	※公演等の（主催の）実績については、申請する取組と同じ分野のものを提出してください。また、申請する取組が複数の分野にわたる場合は、それに対応した分野の実績を提出してください。	申請者の間違いが多い事項について、注意書きを追加します。
7	9	2-2. 補助対象者となる団体・施設の具体例	補助対象者となる文化芸術団体	個人として公演等活動の 主催者 の実績を有する者が中核となる任意団体	個人として公演等活動の実績を有する者が中核となる任意団体	団体要件の緩和をします。
8	15	3-4. 補助対象となる活動の判定基準例(2/2)	美術館等の常設展	常設展をそのまま開催する場合は対象となりません。但し、常設展に観客増加の施策等を付加したり、所蔵作品のテーマ展示を開催する場合は、支援対象となる可能性があります。	常設展をそのまま開催する場合は対象となりません。但し、常設展に観客増加の施策等を付加したり、所蔵作品のテーマ展示を開催する場合は、支援対象となる可能性があります。 令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等（1,000㎡超）のキャンセル料支援事業については、企画展等に加えて、常設展を含む展示活動が対象となります。	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
9	17	3-5. キャンセル料支援事業について(2/2)	補助対象となるキャンセル料について	6. 活動の積極性の担保 すでに延期・中止された公演等についてはその活動の積極性を確認することができないため、延期・中止公演に関連する内容のPR動画（長さは概ね5分以上を目安とします。）を制作し発信いただくことで、活動の積極性を担保します。そのため、キャンセル料支援事業の申請には動画作成・発信いただくことが必須となります。	6. 活動の積極性の担保 すでに延期・中止された公演等についてはその活動の積極性を確認することができないため、延期・中止公演に関連する内容のPR動画（長さは概ね5分以上を目安とします。）を制作し発信いただくことで、活動の積極性を担保します。そのため、キャンセル料支援事業を申請する事業者は、 実績報告時まで に動画作成・発信いただくことが必須となります。	質問が多い事項について追記します。
10	18 (新)	3-6. 補助上限区分とは別枠となるキャンセル料支援事業について	すべて	(なし)	新設ページ	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。

ARTS for the future!募集要項 新旧対比表 (Ver1.12 ⇒ Ver2.0)

番号	ページ	章	項目	旧	新	備考
11	19	4-1. 補助金の額	補助金の額	補助金の額は、原則として、充実支援事業とキャンセル料支援事業をあわせて、1団体あたり補助上限区分に応じて最大600万円～2,500万円となります。 (略)	補助金の額は、原則として、充実支援事業とキャンセル料支援事業をあわせて、1団体あたり補助上限区分に応じて最大600万円～2,500万円となります。 (略) なお、令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等(1,000㎡超)のキャンセル料支援事業は、企画展等に加えて常設展を含む展示活動もキャンセル料支援事業の対象とし、別枠として1日当たり2,500万円を上限とします。(公立の美術館・博物館等は支援の対象となりませぬ)	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
12			補助率	本補助金は、補助対象となる経費全額か、補助上限額のどちらか小さい金額を補助します。	本補助金は、補助対象となる経費全額か、補助上限額のどちらか小さい金額を補助します。 (略) なお、令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等(1,000㎡超)のキャンセル料支援事業は、企画展等に加えて常設展を含む展示活動もキャンセル料支援事業の対象とし、別枠として1日当たり2,500万円を上限とします。(公立の美術館・博物館等は支援の対象となりませぬ)	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
13	21	4-2. 補助上限額の区分(展覧会等の場合)	注意書き	団体としての主催実績がなく、個人としての 主催 実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。	団体としての主催実績がなく、個人としての実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。	団体要件の緩和をします。
14	22	4-2. 補助上限額の区分(映画製作の場合)	注意書き	団体としての 主催 実績がなく、個人としての 主催 実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。	団体としての 製作 実績がなく、個人としての実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。	団体要件の緩和をします。
15	24	5-1. 補助事業対象期間	補助事業の対象期間	(なし)	チャート図に、 ・2次募集期間の追加 ・緊急事態宣言発令期間、経過措置期間、まん延防止等重点措置期間延長を追加	チャート図の更新
16	26	6-1. 充実支援事業の補助対象経費・補助対象外経費	補助対象外経費 注意書き	※1:申請した活動にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該活動とは関係のない作業については対象となりません。	※1:申請した活動にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該活動とは関係のない作業については対象となりません。 ※2:消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた免税事業者、簡易課税事業者、消費税額の控除の特例が適用される事業者を除く。	消費税額の控除の特例が適用される事業者等に対し消費税を補助対象とします。
17	27	6-2. キャンセル料支援事業の補助対象経費・補助対象外経費	補助対象外経費 注意書き	※1:申請した活動にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該活動とは関係のない作業については対象となりません。	※1:申請した活動にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該活動とは関係のない作業については対象となりません。 ※2:消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた免税事業者、簡易課税事業者、消費税額の控除の特例が適用される事業者を除く。	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
18	28	6-3. キャンセル料支援事業における固定費の計算について(1/2)	公演等の開催に関連する固定費の例	公演等以外の事業も行っている場合は、公演等に係る固定費とそれ以外の事業に係る固定費を分けて把握してください。公演等に係る固定費の切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を公演等による売上割合とそれ以外の事業による売上割合で按分して算出してください。 (略)	公演等以外の事業も行っている場合は、公演等に係る固定費とそれ以外の事業に係る固定費を分けて把握してください。公演等に係る固定費の切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を公演等による売上割合とそれ以外の事業による売上割合で按分して算出してください。 (略) 令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等については、企画展に加えて、常設展を含む展示活動もキャンセル料支援の補助対象となるため、企画展および常設展(展示活動)に係る固定費を分けて把握してください。展示活動に係る固定費の切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を展示活動による売上割合とそれ以外の事業の売上割合で按分して算出してください。	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。
19	29	6-3. キャンセル料支援事業における固定費の計算について(2/2)	固定費の計算方法 注意書き	※申請した公演等以外の事業も行っており、申請した公演等との切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を公演等による売上割合とそれ以外の事業による売上割合で按分して算出してください。 (略)	※申請した公演等以外の事業も行っており、申請した公演等との切り分けが困難な場合は、対象となる固定費を公演等による売上割合とそれ以外の事業による売上割合で按分して算出してください。 (略) ※令和3年4月以降の緊急事態宣言において、特措法に基づく休業要請に応じた私立の美術館・博物館等を申請する場合、展示活動1日当たりの固定費を算出してください。	キャンセル料支援事業の対象を拡大します。

ARTS for the future!募集要項 新旧対比表 (Ver1.12 ⇒ Ver2.0)

番号	ページ	章	項目	旧	新	備考
20	32	7-1. 申請時に必要な書類の概要	注意書き	<p>※1：文化庁令和2年度第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」、経済産業省令和2年度第1次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive）」、または第3次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）」での採択実績及び採択された際に発行されたIDを指す。</p> <p>※2：「団体の収入規模」を補正基準として利用する場合、過去4年間のうち、最も収入規模が大きい年度の決算書を提出してください。</p> <p>※3：継続支援事業・J-LODlive・J-LODlive2・文化庁支援事業において、実施済みの公演等がない場合は、提出が必要です。</p>	<p>※1：文化庁令和2年度第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」、経済産業省令和2年度第1次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive）」、または第3次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive2）」での採択実績及び採択された際に発行されたIDを指す。</p> <p>なお、継続支援事業の実績IDについては、団体としての申請者IDのみが有効で、個人としての申請者IDは利用できません。</p> <p>※2：「団体の収入規模」を補正基準として利用する場合、過去4年間のうち、最も収入規模が大きい年度の決算書を提出してください。</p> <p>※3：継続支援事業の実績しかない場合は、実績証明書の提出をお願いします。J-LODlive・J-LODlive2・文化庁支援事業の実績を利用する場合であっても、実績の分野と申請の分野が異なる場合は、申請する分野の実績証明の提出が必要です。</p>	間違いの多い事項について、注意書きを追加します。
21	33 (新)	7-1. 申請時に必要な書類の概要（任意団体）	すべて	(なし)	新設ページ	任意団体を対象としたページを新たに設けます。
22	34	7.1 申請に必要な書類の概要	事業申請 入力・添付する情報	なし	「消費税に関する届出書」の追加	消費税に関する届出書を追加します。
23	40	7-7. その他の注意事項（1/2）	補助事業の内容の大幅な変更、中止・廃止など	<p>補助事業を実施する中で、緊急事態宣言などの発出により、キャンセル料支援の対象公演等が追加となった場合に限り、金額の増加を伴う計画変更申請を行うことができます。この場合、様式4「計画変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。（内容及び予算の状況によっては、変更が認められない場合もあります）</p> <p>上記以外の変更についても、事業目的等に影響を及ぼす変更の場合は、実績報告の前（同時可）に、計画変更申請を求めることがあります。</p>	<p>補助事業を実施する中で、緊急事態宣言などの発出により、キャンセル料支援の対象公演等が追加となった場合および1次募集で交付決定となった補助事業について、消費税を補助対象とする場合に限り、金額の増加を伴う計画変更申請を行うことができます。この場合、様式4「計画変更承認申請書」を提出し、その承認を受けなければなりません。（内容及び予算の状況によっては、変更が認められない場合もあります）</p> <p>上記以外の変更についても、事業目的等に影響を及ぼす変更の場合は、実績報告の前（同時可）に、計画変更申請を求めることがあります。</p>	1次募集の採択団体で、消費税が対象経費となる団体については、金額の増額を伴う計画変更申請を可能とします。